

太乙占法

〔三占要略上〕吉凶占法大略

凡太乙の占法は、其國に止り守る者を主とし、外國より來る者を客とす、假令ば客南方に在ば、之に向て南蠻を攻るに利あり、或主北方にあつて、敵も北方なる時は、主に向て國を守り、戰に利あるが如し、唯其變易舉て盡し難きのみ、假令は兵を原野に陳ねて、旗鼓相望む時は、先に動くを客とし、後に應ずるを主とす、又安居の時は、先に起は主、後に應ずるは客となるが如く、主客先後、一概に論すべからず、之に關囚迫掩擊の占あり、主客大小將關なく、文昌囚迫なく、始擊掩擊なきは將發とす、吉なり、若大小將關文昌囚迫に遇ひ、始擊掩擊に遇は將不發とす、凶なり、主大將不發、客大將發は客たるに利あり、之に反するは主たるに利あり、若主客大將不發は、同く參將の發不發を見て、主客の利を考ふべし、拊關とは主客の算數と、太乙及天目、或は大小將と宮を同ふして、勢ひ兩立せず、互に相關防するの義なり、これ主客大小將共算長く、多きを及和する者は勝算短く、少きをいふ、十餘に不及不和ものは敗なり、又算等きも凶なり、掩とは始擊と太乙、および主の大將と宮を同し、有祥災不和陰盛にして陽蝕せらるゝの義なり、囚とは太乙と文昌、主客大小將と同宮相侵を云、拘繫執止の義にして、喪亡奔敗の禍ひあり、迫とは太乙の左右の宮辰、文昌、主客、大小將に遇をいふ、侵逼脅持の義にして、即上下相凌ぎ、左右迫り挾むの象なり、前は外迫といふ、藩臣外國の類とす、後は内迫といふ、后妃宗族の類とす、宮に在れば急とし、辰に在れば緩とす、また始擊の迫を擊と云なり、又太歲太乙の後に在るは、陽年は災淺く、陰年は災深し、前に在るは之に反するなり、又主客大小將相挾るゝも凶なり、又二目大小將太乙と相對するを格といふ、凶なり、又太乙一八三四の宮に在は主を助くとし、九二六七の宮に在は客を助とす、又主客の算一八を得るは、水に屬して曲陣皂旗に利あり、三を得るは、木に屬して直陣青旗に利あり、四九を得るは、火に屬して銳陣赤旗に利あり、二五を得るは、土に屬して圓陣黃旗に利あり、六七を得るは、金に屬